



ぎふ環境保全

VOL.65 発行 平成18年1月15日

◆行政ニュース

◎岐阜県アスベスト除去対策資金制度の創設について
岐阜県健康福祉環境部大気環境室

◎合併後の許可の取扱いについて
岐阜市環境事業部産業廃棄物指導室



あいさつ	年頭にあたって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本貞実 …	2
		役員一同 …	3
		岐阜県健康福祉環境部環境局長 猿渡要司 …	4
		岐阜市環境事業部長 一野憲彦 …	5

行政ニュース	岐阜県アスベスト除去対策資金制度の創設について	岐阜県健康福祉環境部大気環境室 …	6
	合併後の許可の取扱いについて	岐阜市環境事業部産業廃棄物指導室 …	9

トピックス	建設副産物情報交換システム	(財)日本建設情報総合センター (JACIC) …	19
-------	---------------	---------------------------	----

地域振興局だより	逆川の河川浄化について	岐阜県岐阜地域振興局環境課 …	23
----------	-------------	-----------------	----

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策	郡上市長 碓 孝司 …	25
------	-----------------	-------------	----

協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会		
	理事会の開催	……………	26
	委員会の開催	……………	26
	「産業廃棄物処理施設の視察」の実施	……………	26
	「産業廃棄物関係法令等研修会」の開催	……………	27
(社)全国産業廃棄物連合会	「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催	……………	27
	「2005NEW 環境展・名古屋会場」の開催	……………	28
	「産業廃棄物処理関係講習会」の開催結果	……………	28
お知らせ	新規加入会員の紹介	……………	29
	協会への入会のおすすめ	……………	30
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法	……………	31

題 字	……………	(社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 中本貞実
表紙写真 「冬の長良川」	……………	フォト飛水 毛利秋生



年頭にあたって

理事長 中本 貞 実

明けましておめでとうございます。

平成18年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は、アスベスト廃棄物問題やフェロシルト問題など、県民の健康や生活環境を脅かすような環境問題が発生し、大きな社会不安を巻き起こしました。

特に、アスベスト廃棄物対策については、会員の中にも関係するところが多いと思いますが、処理に当たられた皆様のご労苦に改めて敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

また、産業廃棄物の不法投棄も後を絶たず、最近においても東濃地域で大規模な不法投棄が摘発され、関係者が逮捕されております。岐阜市における大規模不法投棄事案の反省に立って適正処理の推進に努力している当協会としましても、このような事件の発生は、誠に残念でなりません。「安かろう、悪かろう」というような「悪貨が良貨を駆逐する」状態は、一刻も早く改善されなければなりません。適法・適正な処理を行っている優良な業者が、市場で優位に立てるような状態に社会システムを変えていく必要があると思います。

ご承知のように、昨年4月、国においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進するため、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の法的整備が図られました。

これを受けて、岐阜県においても、昨年10

月1日から、評価制度の運用が開始されることとなりました。当協会としましては、市場の健全化を図るためにも、行政当局と連携しながら、この優良性評価制度をうまく生かしていく必要があると考えております。そのため昨年の研修会においても、「優良性評価制度」や「エコアクション21」について勉強して頂いた次第であります。会員の皆様におかれましては、これを機に、是非、情報公開や環境保全に対する取り組みをご検討頂きたいと考えております。

なお、県の政策総点検の結果、当協会と関係の深い団体である「財団法人地球環境村ぎふ」が本年3月に廃止されることに伴い、産業廃棄物処理施設の整備は、県の積極的な関与のもとに進められることとなったと聞いております。処理施設の逼迫している事情は変わっていないことから、少しでも早く、処理施設の整備促進が図られることを期待しております。

本年も会員の皆さんはじめ関係各位の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

頌 春



年頭にあたり平素のご支援、ご協力を深く感謝申し上げます
とともに本年もよろしく願いいたします

平成十八年元旦

理事長	中本貞実	理事	高井信夫
副理事長	清水道雄	”	竹中靖
”	後藤利夫	”	田中一郎
専務理事	種田昌史	”	丁明夫
理事	浅野義文	”	丹羽武
”	白井清三	”	野々村清
”	加藤光貞	”	野村清晴
”	粥川長司	”	松田康利
”	木村虎男	”	水谷重雄
”	國本吉男	”	山口繁
”	栗島那法	”	山田範明
”	清水利康	監事	大村辰男
”	鈴木孝郎	”	佐藤敏一
”	鈴村兼利		

新年のごあいさつ

岐阜県環境局長

猿 渡 要 司

新年あけましておめでとうございます。

平成18年の新春を迎え、一言御挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、保全協会報の発行、講習会の開催、会員への情報提供など積極的な活動を展開され、特に、昨年は、県の環境教育推進のために多大なるご寄付をいただき、改めて感謝と敬意を表するところであります。

さて、21世紀は、環境の時代と言われており、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済優先型社会から、生産から廃棄に至るまでリサイクルの徹底を図り、環境にやさしい循環型社会へと大きく視点が変わっております。

本県におきましても、廃棄物の減量（reduce）、廃棄物の再利用（reuse）、廃棄物の再資源化（recycle）の「3R対策」を基本として、かけがえのない「飛山濃水」の美しい自然を守るため、循環型の社会づくりに取り組んでおります。

今後は、昨年2月から1年近くをかけて実施してまいりました政策総点検の中で県民の皆様からちょうだいしました御意見を踏まえ、産業廃棄物処理施設の整備に積極的に関与するとともに不法投棄の監視体制を一層強化してまいりたいと考えております。

産業廃棄物の不法投棄に関しましては、産業廃棄物（汚泥）をリサイクル製品と称し、不法に投棄したフェロシルト事案を始め、東濃地域での不法投棄事案での検挙など、依然として跡を絶たず、県民の産業廃棄物処理に対する不安感、不信感を募らせています。

県では、産業廃棄物の不適正処理事案に対しては、早期発見、早期措置を基本に厳正厳格に対応しており、平成16年度は、1件の刑事告発に加え、改善命令5件、措置命令1件、許可取消8件、計14件の行政処分を行い、今年度も既に1件の刑事告発に加え、措置命令1件、許可取消8件、業務停止1件の合わせて10件の行政処分を行っております。

さらに、不法投棄が疑われる場合には、職員に加え、警察官OBである廃棄物監視指導専門職や民間警備員を集中配置するとともに、監視カメラを有効に活用して24時間体制で監視を行ったり、立入検査では掘削調査を積極的に実施したりするなど、迅速、透明、かつ厳格な姿勢で廃棄物行政を展開していきます。

もちろん、排出事業者や処理業者の皆様自らが産業廃棄物の適正処理に努められることが、不適正処理の防止や産業廃棄物処理に関する信頼性の向上につながるものでありますので、皆様の一層の御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々の御発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

年頭のごあいさつ

岐阜市環境事業部長

一 野 憲 彦

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、廃棄物行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

とりわけ昨年8月31日、長良川国際会議場 大会議室で開催いたしました「アスベスト廃棄物講習会」では、我々の予想をはるかに上回る参加者がありましたことも、貴協会のご尽力の賜物と感謝いたしております。

さて、本市の大きな課題であります善商による産業廃棄物不法投棄事案につきましては、年末に市長が処理方法の方向性を示したところであり、事案の解決と再発防止に向けて全庁一丸となって取り組んでおります。

これまで本市において積極的に採用してきた自主撤去は、一定の効果をあげてきており、さらに昨年秋に行った撤去要請に対しましても、すでに処理計画書を御提出いただいている事業者もごございます。排出事業者の責任において現場にある廃棄物を少しでも減らしていただくことは、この先の処理に効果のあることとして、引き続き進めてまいりたいと考えております。

さらに、産業廃棄物の不適正処理等に関わる新たな事案として、大阪の大手化学メーカー石原産業による土壌埋め戻し材「フェロシルト」問題があげられます。市内におきましても砂利採取後の農地の埋め戻しに使用されていたことから、岐阜県と同様、フェロシルトは産業廃棄物であると判断して石原産業に措置命令を発出し、現在、撤去作業が行なわれております。

しかしながら東海3県下と京都府内での全撤去量は約72万トンを超えており、同社四日市工場の仮置き場からの搬出先となる最終処分場の確保が困難とされております。市としましては、埋設現場が現に耕作されている水田であることから、同社に対し期限までの撤去を強く指導しているところであります。

以上述べましたように、産業廃棄物を取り巻く種々の課題はありますが、本年は、柳津町と合併し「新・岐阜市」としてスタートする新しい年でもあります。今後とも、貴協会との連携のもとで産業廃棄物の適正処理を進めて「夢ある元気な県都づくり」に努めてまいりますので、一層の御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の今後益々の御発展と会員各位の御健勝と御活躍をお祈りいたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

岐阜県アスベスト除去対策資金制度の創設について

(融資制度及び利子補給制度)

岐阜県健康福祉環境部大気環境室

1 はじめに

平成17年6月から全国各地でアスベスト取扱工場の従業員の健康被害が明らかになり大きな社会問題となっています。

県におきましても、県民の安全、安心、健康に関わる重大事であるとの認識のもと、アスベスト対策に万全を期する方針で進めています。

そのひとつとして、アスベストの飛散防止対策がありますが、いわゆる建築物の解体等におきましてアスベストを飛散させないため、「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」を平成17年11月1日に施行し、規制の強化を図りました。

しかし、アスベストの除去に要する費用は高額となることから、条例による規制強化と併せて早急に財政支援の措置が必要と考え、「岐阜県アスベスト除去対策資金融資制度及び利子補給制度」を11月10日に開始しました。

このように、県では条例による規制強化と融資・利子補給制度による財政支援を両輪として、アスベスト飛散防止対策を進めています。

今後、アスベストの除去を一層促進するため、この融資・利子補給制度の利用者が広がるよう本制度のPRを積極的に行ってまいります。貴協会の会員の皆様におかれましても、建物所有者の方々に対し、PRしていただきますようご協力をお願いします。

- 「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」による規制強化
 - ・アスベストが使用された全ての建築物の解体等を規制（届出等）
 - ・対象となる建築材料として保温剤、耐火被覆材等を追加
 - ・アスベスト発生施設全てを規制（届出等）

- 「岐阜県アスベスト除去対策資金融資制度及び利子補給制度」による財政支援
 - ・個人を含めた全ての方（公共団体及び大企業を除く）が対象
 - ・融資利率1.5%、利子補給1.0%を組み合わせた全国的にも低金利の制度

2 「岐阜県アスベスト除去対策資金融資制度及び利子補給制度」について

(1) 目 的

アスベストによる健康被害の重要性に鑑み、県内に広く使用されている飛散性のある吹付けアスベスト等（以下「アスベスト」という。）の除去を促進するため、新たに融資、利子補給制度を創設し、県民の健康の保護と環境の保全を図る。

(2) 概 要

① アスベスト除去対策資金融資制度（平成17年11月10日開始）

対 象 者	すべての者（中小企業者以外の会社及び公共団体を除く）
対 象 事 業	<ul style="list-style-type: none"> • アスベストが使用された建築物の解体、改造または補修に伴うアスベストの除去及び処理 • アスベストの調査及び検査（上記の工事を伴うものに限る。）
融 資 利 率	1.5%
融 資 期 間	7年間
限 度 額	4千万円（個人は5百万円）
保 証 関 係	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業者は信用保証協会の保証付き融資 （有担保 0.9%、無担保 1.0%） 原則として保証人が必要 • 中小企業者以外は金融機関の取扱いによる。
そ の 他	平成20年度までの時限措置（2008アスベスト使用全面禁止）

※ 金融機関、岐阜県信用保証協会の審査の結果、借入れのご希望にそえないこともあります。

② アスベスト除去対策資金利子補給制度（平成17年11月10日開始）

対 象 者	①に同じ
対 象 事 業	アスベスト飛散防止対策特別資金融資を対象とする。
利子補給額	1.0% ※対象資金の限度額：4千万円（個人は5百万円）
利子補給期間	7年間
そ の 他	利子補給終了は平成28年度

○申込み先

県各地域振興局（事務所）環境課

融資・利子補給を希望する方は、あらかじめ県の所定の手続きが必要です。

○取扱金融機関

県内に本店のある銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合

岐阜県信用農業協同組合連合会

○問い合わせ先

岐阜地域振興局環境課	058-264-1111 内線221
西濃地域振興局環境課	0584-73-1111 内線223
西濃地域振興局揖斐事務所環境課	0585-23-1111 内線214
中濃地域振興局環境課	0574-25-3111 内線217
中濃地域振興局中濃北部事務所環境課	0575-33-4011 内線214
東濃地域振興局環境課	0572-23-1111 内線213
東濃地域振興局恵那事務所環境課	0573-26-1111 内線216
飛騨地域振興局環境課	0577-33-1111 内線221
県庁大気環境室	058-272-1111 内線2695
上記の取扱金融機関	

○参 考

「岐阜県環境まるごとパビリオン」のホームページ上に当該融資・利子補給制度の概要、申請様式等を掲載していますので参考としてください。

<http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/asbestos/>

合併後の許可の取扱いについて

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導室

平成18年1月1日に、岐阜市と柳津町が合併することに伴い、合併後の岐阜市（以下「新市」という。）での産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物を含む）等に関する許可の取扱いについて、別紙1のとおり取扱うこととし、各関係業者に別紙2、別紙3のとおり通知しましたのでお知らせします。

なお、岐阜市産業廃棄物指導室ホームページに別紙4のとおり掲載しておりますので、ご参照ください。

記

1 合併前に岐阜県知事の収集運搬業の許可を有している方へ

平成18年1月1日以降、新市の許可があるとみなされ、その許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。岐阜県知事の許可の満了後、引き続いて新市で事業を行う場合は新市に更新申請を行ってください。

2 合併前に岐阜市長の収集運搬業の許可を有している方へ

平成18年1月1日以降、新市の許可があるとみなされ、岐阜市長の許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。

3 合併前に岐阜県知事と岐阜市長の両方の収集運搬業の許可を有している方へ

平成18年1月1日以降、新市の許可があるとみなされ、岐阜市長の許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。この場合において、岐阜県知事と岐阜市長の両方の品目を取り扱うことができます。

例

合併前	岐阜市長の許可期限	平成18年6月1日
	許可内容	廃プラスチック類、木くず、金属くず
	岐阜県知事の許可期限	平成18年6月30日
	許可内容	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類
合併後	岐阜市長の許可期限	平成18年6月1日
	許可内容	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず
岐阜県知事の許可については従前のとおりです。		

※ 岐阜市産業廃棄物指導室ホームページ <http://www.city.gifu.gifu.jp/ka-sidou/>

別紙 1

合併に伴う産業廃棄物処理業等の取扱いについて

岐阜市

岐阜市と柳津町が平成18年1月1日（以下「合併日」という。）付けで合併することに伴い、合併後の岐阜市における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づく許可等の取扱いは、次のとおりとする。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

(1) 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業

① 岐阜県知事の許可のみを受けている場合

合併日前に岐阜県知事の許可を受けている者で、合併日において岐阜県知事の許可が有効である業者は、合併日から当該許可の有効期間満了の日までの間、合併後の岐阜市の区域で事業を行うことについて、岐阜市長の許可を受けているものとみなす。また、積替保管施設については、合併前の柳津町区域（以下「柳津町区域」という。）にある施設のみ岐阜市長の許可を受けているものとみなす。

なお、許可の有効期間満了後、引き続き合併後の岐阜市の区域で事業を行う場合は、岐阜市長に対し更新申請が必要となる。

② 岐阜市長の許可のみを受けている場合

合併日前に岐阜市長の許可を受けている者で、合併日において岐阜市長の許可が有効である業者は、合併日から当該許可の有効期間満了の日までの間、柳津町区域で事業を行うことについて、岐阜市長の許可を受けているものとみなす。

③ 岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可を受けている場合

合併日前に岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可を受けている者で、合併日において岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可が有効である業者は、合併日から岐阜市長の許可の有効期間満了の日までの間、合併後の岐阜市の区域で事業を行うことについて、岐阜市長の許可を受けているものとみなす。この場合において、岐阜県知事と岐阜市長それぞれの許可品目を併せて取り扱うことができる。また、積替保管施設については、柳津町区域にある施設のみ岐阜市長の許可を受けているものとみなし、岐阜市長の許可内容に追加することとする。

なお、岐阜市長の許可の有効期間満了後、引き続き合併後の岐阜市の区域で事業を行う

場合は、岐阜市長に対し更新申請が必要となる。

(2) 固定式処理施設による産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業

① 岐阜県知事の許可のみを受けている場合

合併日前に岐阜県知事の許可を受けている者で、合併日において岐阜県知事の許可が有効である業者は、合併日から当該許可の有効期間満了の日までの間、柳津町区域の施設については岐阜市長の許可を受けているものとみなす。

なお、許可の有効期間満了後、引き続き合併後の岐阜市の区域で事業を行う場合は、岐阜市長に対し更新申請が必要となる。

② 岐阜市長の許可のみを受けている場合
変更なし。

③ 岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可を受けている場合

合併日前に岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可を受けている者で、合併日において岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可が有効である業者は、合併日から岐阜市長の許可の有効期間満了の日までの間、柳津町区域の施設については岐阜市長の許可を受けているものとみなし、岐阜市長の許可内容に追加することとする。この場合において、許可品目は、岐阜県知事と岐阜市長がそれぞれの許可した施設に許可した品目のとおり（許可証に記載のとおり）とする。

なお、岐阜市長の許可の有効期間満了後、引き続き合併後の岐阜市の区域で事業を行う場合は、岐阜市長に対し更新申請が必要となる。

(3) 移動式処理施設による産業廃棄物処分業

1 (1) ①～③の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に準ずる。

(4) 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設

柳津町区域に施設があり、合併日前に岐阜県知事の許可を受けている業者は、合併日から岐阜市長の許可を受けているものとみなす。

2 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例について

合併前に岐阜県知事に届出られた柳津町区域に係るこの条例に基づく届出で、岐阜県知事が受理したものは、岐阜市長が受理したものとみなす。

3 使用済自動車の再資源化等に関する法律について

(1) 解体業及び破砕業

① 岐阜県知事の許可のみを受けている場合

合併日前に岐阜県知事の許可を受けている者で、合併日において岐阜県知事の許可が有効である業者は、合併日から当該許可の有効期間満了の日までの間、柳津町区域の施設については岐阜市長の許可を受けているものとみなす。

なお、許可の有効期間満了後、引き続き合併後の岐阜市の区域で事業を行う場合は、岐阜市長に対し更新申請が必要となる。

② 岐阜市長の許可のみを受けている場合

変更なし。

③ 岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可を受けている場合

合併日前に岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可を受けている者で、合併日において岐阜県知事及び岐阜市長の両方の許可が有効である業者は、合併日から岐阜市長の許可の有効期間満了の日までの間、柳津町区域の施設については岐阜市長の許可を受けているものとみなし、岐阜市長の許可内容に追加することとする。

なお、岐阜市長の許可の有効期間満了後、引き続き合併後の岐阜市の区域で事業を行う場合は、岐阜市長に対し更新申請が必要となる。

(2) 引取業及びフロン類回収業

① 岐阜県知事の登録のみを受けている場合

合併日前に岐阜県知事の登録を受けている者で、合併日において岐阜県知事の登録が有効である業者は、合併日から当該登録の有効期間満了の日までの間、柳津町区域の事業所については岐阜市長の登録を受けているものとみなす。

なお、登録の有効期間満了後、引き続き合併後の岐阜市の区域で事業を行う場合は、岐阜市長に対し更新申請が必要となる。

② 岐阜市長の登録のみを受けている場合

変更なし。

③ 岐阜県知事及び岐阜市長の両方の登録を受けている場合

合併日前に岐阜県知事及び岐阜市長の両方の登録を受けている者で、合併日において岐阜県知事及び岐阜市長の両方の登録が有効である業者は、合併日から岐阜市長の登録の有効期間満了の日までの間、柳津町区域の事業所については岐阜市長の登録を受けているものとみなし、岐阜市長の登録に事業所を追加することとする。

なお、岐阜市長の登録の有効期間満了後、引き続き合併後の岐阜市の区域で事業を行う場合は、岐阜市長に対し更新申請が必要となる。

別紙 2

岐阜市環指第 189 号
平成 17 年 11 月 24 日

産業廃棄物収集運搬業者
特別管理産業廃棄物収集運搬業者 様

岐阜市環境事業部長

合併後の許可の取扱いについて（通知）

日頃から産業廃棄物の適正処理の推進に対して、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成 18 年 1 月 1 日に、岐阜市と柳津町の合併により合併後の岐阜市（以下「新市」という。）がスタートします。
つきましては、合併後の産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物収集運搬業を含む。以下同じ。）に関する許可の取扱いを下記のとおりとします。

記

- 1 合併前に岐阜県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者は、合併日以降、新市の許可があるとみなされ、その許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。岐阜県知事の許可の満了後、引き続いて新市で事業を行う場合は新市に更新申請を行ってください。
- 2 合併前に岐阜市長の産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者は、合併日以降、新市の許可があるとみなされ、岐阜市長の許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。
- 3 合併前に岐阜県知事と岐阜市長の両方の産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者は、合併日以降、新市の許可があるとみなされ、岐阜市長の許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。この場合において、岐阜県知事と岐阜市長の両方の品目を取り扱うことができます。

※ 岐阜県知事の許可については従前のとおりです。

※ すでに廃止届出を提出された方については御容赦願います。

詳しいことは下記までお問い合わせください。

問合せ先 〒500-8720 岐阜市神田町 1 丁目 11

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導室 廃棄物審査グループ

TEL058-265-4141（内線6271、6272） FAX058-262-1483

別紙 3

岐阜市環指第 189 号
平成 17 年 12 月 6 日

産業廃棄物処分業者
特別管理産業廃棄物処分業者 様

岐阜市環境事業部長

合併後の許可の取扱いについて（通知）

日頃から産業廃棄物の適正処理の推進に対して、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成 18 年 1 月 1 日に、岐阜市と柳津町の合併により合併後の岐阜市（以下「新市」という。）がスタートします。

つきましては、合併後の産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。以下同じ。）に関する許可の取扱いを下記のとおりとします。

記

- 1 合併前に柳津町に施設があり岐阜県知事の産業廃棄物処分業の許可を有している者は、合併日以降、新市の許可があるとみなされ、その許可の有効期限まで事業を行うことができます。岐阜県知事の許可の満了後、引き続いて新市で事業を行う場合は新市に更新申請を行ってください。
- 2 合併前に岐阜県知事の移動式処理施設により処分業の許可を有している者は、合併日以降、新市の許可があるとみなされ、その許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。岐阜県知事の許可の満了後、引き続いて新市で事業を行う場合は新市に更新申請を行ってください。
- 3 合併前に岐阜市長の移動式処理施設により処分業の許可を有している者は、合併日以降、新市の許可があるとみなされ、岐阜市長の許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。
- 4 合併前に岐阜県知事と岐阜市長の両方の移動式処理施設により処分業の許可を有している者は、合併日以降、新市の許可があるとみなされ、岐阜市長の許可の有効期限まで新市全域で事業を行うことができます。この場合において、岐阜県知事と岐阜市長の両方の品目を取り扱うことができます。

※ 移動式処理施設による岐阜県知事の許可については従前のとおりです。

詳しいことは下記までお問い合わせください。

問合せ先 〒500-8720 岐阜市神田町 1 丁目 11

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導室 廃棄物審査グループ

TEL058-265-4141（内線6271、6272） FAX058-262-1483

別紙 4

岐阜市と柳津町の合併に伴う 産業廃棄物処理業等の許可等の取扱いについて

平成17年12月

平成18年1月1日に、岐阜市と柳津町が合併します。

合併に伴い、柳津町に関わる産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。）の許可等の事務は岐阜県から合併後の岐阜市に移行します。

岐阜県の許可等の内容は、合併後の岐阜市で以下のとおり取扱われます。

なお、岐阜県知事の許可をお持ちの方には、「合併後の許可の取扱いについて」という通知文を送付してあります。

◆ 「合併に伴う産業廃棄物処理業等の取扱いについて」

◆ Q & A【収集運搬（積替え保管なし）編】

◆ Q & A【収集運搬（積替え保管あり）編】

§ Q & Aで使われている用語の意味

【新市】

岐阜市と柳津町の合併後の岐阜市。平成18年1月1日からの岐阜市。

【みなし許可】

岐阜県の産業廃棄物処理業等の許可等を持っている方で、合併後の新市でも許可等があるとみなすこと。

【柳津町区域】

岐阜市と柳津町の合併前の柳津町。

【岐阜県の許可】

岐阜県知事の許可で、許可証には各地域振興局長名が書かれているものもあります。

【岐阜市の許可】

岐阜市長の許可で、許可証には岐阜市長名が書かれています。

問い合わせ先

岐阜市環境事業部 産業廃棄物指導室
廃棄物審査グループ

TEL 058-265-4141

内線6271、6272

FAX 058-262-1483

E-mail : ka-shidou@city.gifu.gifu.jp

Q & A 【収集運搬（積替え保管なし）編】

Q 1 新市のみなし許可となるのはどんな場合？

A 1 次の二つとも満たす場合です。

- ・合併前に岐阜県の収集運搬業の許可を取得済みであること。
- ・合併日以降に有効期限が到来すること。

注) 許可の有効期限、品目については「A 2」、「A 3」を参照してください。

Q 2 岐阜県の許可は持っているけど岐阜市の許可は持っていない場合、みなし許可の内容はどうなるの？

A 2 ・みなし許可の有効期限

⇒ 平成18年1月1日から岐阜県の許可の有効年月日までです。

- ・取扱うことができる品目等

⇒ 岐阜県の許可の内容と同じです。

注) 積替え保管がある場合は「Q & A 【収集運搬（積替え保管あり）編】」を参照してください。

- ・事業ができる地域

⇒ 新市全域で事業を行うことができます。

Q 3 岐阜県と岐阜市と両方の許可を持っている場合、みなし許可の内容はどうなるの？

A 3 ・みなし許可の有効期限

⇒ 平成18年1月1日から岐阜市の許可の有効年月日までです。

- ・取扱うことができる品目等

⇒ 岐阜県と岐阜市の両方の許可品目を取り扱うことができます。

注) 積替え保管がある場合は「Q & A 【収集運搬（積替え保管あり）編】」を参照してください。

- ・事業ができる地域

⇒ 新市全域で事業を行うことができます。

Q 4 岐阜市の許可だけ持っている場合、柳津町区域は営業しているの？

A 4 はい。平成18年1月1日から有効年月日まで新市の全域で事業ができます。

Q 5 みなし許可の場合、許可番号はどうなるの？

A 5 岐阜県の許可のみ持っている場合、岐阜県の許可番号の上4桁が

産業廃棄物収集運搬業の場合は「6100」となります。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合は「6150」となります。

下6桁は固有番号で日本全国どこでも同じ番号となります。

岐阜市の許可も持っている場合は、岐阜市の許可番号のままで変わりません。

注) 積替え保管がある場合は「Q & A 【収集運搬（積替え保管あり）編】」を参照してください。

Q 6 みなし許可となるには何か手続きはいるの？

A 6 手続きは何も必要ありません。

Q 7 許可証はどうなるの？

A 7 岐阜県の許可証があれば新市でも有効であるとみなします。

もし新しい許可番号等が記載された許可証が必要であれば、合併後に許可証の発行の手続きをしてください。この場合、再交付と同様な手続きとなります。詳しくは岐阜市にお尋ねください。

Q 8 みなし許可となると、行政に対してどんな事務等が発生するの？

A 8 みなし許可でも新市の許可があるのと同じことですので、役員や車の変更等が発生した場合は届出をしていただくこととなります。また、業務の実績報告を求めることもあります。

Q 9 岐阜市からの通知をもらった中に廃止届の用紙が入っていたけど、どういうこと？

A 9 岐阜県の許可のみお持ちの事業者の方には、廃止届を入れました。

これは、新市の区域で事業を行っていないし、今後も行うつもりもない事業者の方も一旦はみなし許可となってしまいますので、必要がないと思われましたらお手数ですが廃止届にご記入の上 FAX、郵送等で提出をお願いします。

新市で新たに事業活動をする場合（予定を含む）は提出の必要はありませんが、「A 8」でもお答えしたように届出の必要な変更等については提出をお願いすることとなります。

Q 10 みなし許可となったあと、引き続いて新市で事業をする場合はどうすればいいの？

A 10 新市で更新許可の申請をしていただきます。

「A 2」、「A 3」でお答えした有効年月日までに申請をしてください。

この際の更新申請に必要な書類は、新規申請と同様な書類となります。

有効年月日までに更新の手続きをしない場合、許可は失効しますので、新市で事業をする場合は新規申請となり、許可されるまで事業はできませんので注意してください。

Q 11 岐阜県の許可があり、現在更新申請中である場合はどうなるの？

A 11 岐阜県の許可の有効年月日が平成17年12月31日までのものについて、更新許可申請が出ている場合は、その処分が決まるまでの間は岐阜県の許可が有効であるのと同様に新市でも有

効であるとみなします。

更新許可申請に対して岐阜県が許可をしたときは、その更新許可をみなし許可の対象とします。もし、不許可処分となった場合はみなし許可の対象ではなくなり、処分があった日からみなしはなくなります。

みなし許可の内容等については「A1」～「A10」を参照ください。

また、岐阜県の許可の有効年月日が平成18年1月1日以降である場合の岐阜県に対する更新許可申請については、みなし許可の対象外で、更新許可となる前の有効年月日までがみなし許可の対象となります。平成18年の早い時期に有効年月日がかかる場合で、新市での許可を継続したい場合は、有効年月日までに必ず更新許可申請を新市にしてください。

Q & A 【収集運搬（積替え保管あり）編】

Q1 収集運搬で積替え保管がある場合と無い場合とでは何が違うの？

B1 岐阜県の許可で、積替え又は保管を行う場所が柳津町区域にある場合は、その柳津町区域の場所についても新市の許可があるとみなします。積替え保管以外の収集運搬の品目や、有効年月日の取り扱いについては、「Q & A 【収集運搬（積替え保管なし）編】」と同じです。

岐阜県の許可に積替え保管の内容が含まれていても、その行う場所が柳津町区域以外のみである場合は、積替え保管についてはみなし許可の対象外となります。「Q & A 【収集運搬（積替え保管なし）編】」を参照してください。

Q2 積替え保管についてみなし許可となる場合、許可番号はどうなるの？

B2 今の許可番号の上4桁が

産業廃棄物収集運搬業の場合は「6110」となります。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合は「6160」となります。

詳しくはお尋ねください。

* その他ご不明の点がありましたらお尋ねください。

問い合わせ先

岐阜市環境事業部 産業廃棄物指導室

廃棄物審査グループ

TEL 058-265-4141

内線6271、6272

FAX 058-262-1483

E-mail : ka-shidou@city.gifu.gifu.jp

処理業者の皆様へ 無料利用のご案内

— 建設副産物情報交換システム —

(財)日本建設情報総合センター(JACIC)
建設副産物情報センター

当センターは、国土交通大臣の認可を受けた財団法人で、業務の一つとして建設副産物情報交換システムを運用しております。

このシステムは、工事現場などで発生する建設副産物のリサイクルを推進するため、中間処理施設や最終処分場などの処理業者の皆様、排出事業者（工事施工者など）及び工事発注者がそれぞれ情報を提供し、インターネット上で相互に利用しあうものです。

岐阜県下の処理業者の皆様には、11月末現在既に41ヶ所、全国的には1,840ヶ所の処理施設で利用していただいております。厚くお礼を申し上げます。このたび、建設リサイクルをなお一層推進するため、さらに多くの処理業者の皆様にご案内申し上げます。

● 処理業者の皆様は無料をご利用できます

本システムは、中間処理（再資源化）、最終処分などを行っていただく処理業者の皆様のご参加があって初めて成り立つものです。また、自社の情報を提供（登録）していただくことから、処理業者の皆様につきましては利用料金を無料とさせていただきます。年度単位での利用の手続きは必要になりますが、加入費、ソフト使用料などを含め、一切費用はかかりません。なお、利用の手続きはいつでも行うことができます。

● 自社施設のPRに有効です

処理業者の皆様にご登録いただいた情報は、排出事業者や工事発注者がインターネットを通じて検索いたしますので、自社施設をPRすることができます。また、逆に排出事業者が登録した工事情報（発注機関・施工場所・工期等）を検索することが可能で、これらにより業務を拡大することも期待されます。

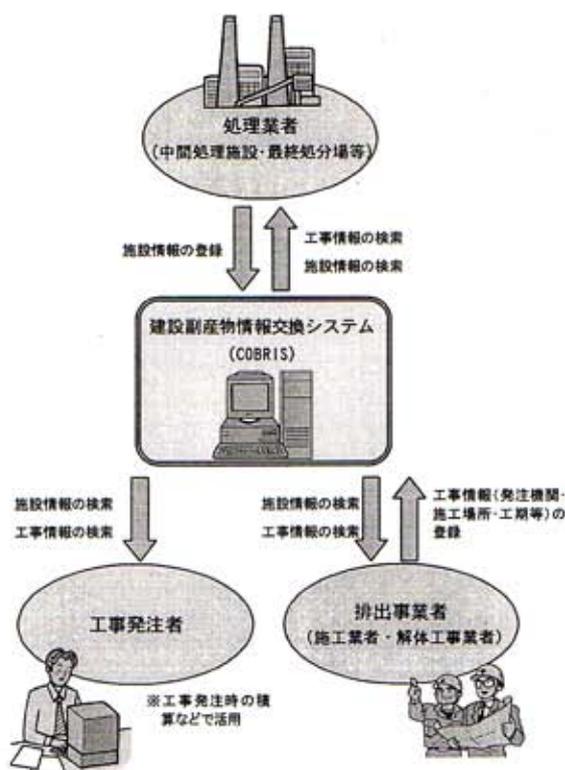


図-1 建設副産物情報交換システムの利用イメージ

● 利用方式は2種類です

ご利用はオンライン方式、代行方式のいずれかになります。各種の検索機能が利用でき、より手間のかからないオンライン方式をお薦めしております。

表-1 利用方式

オンライン方式	代行方式
インターネットに接続しているパソコンを利用して、自ら情報の登録、変更などを行う方式で、工事情報や他の施設情報の検索も可能です。	所定の様式に記入のうえFAXしていただき、当センターが情報の登録、変更などを行う方式です。

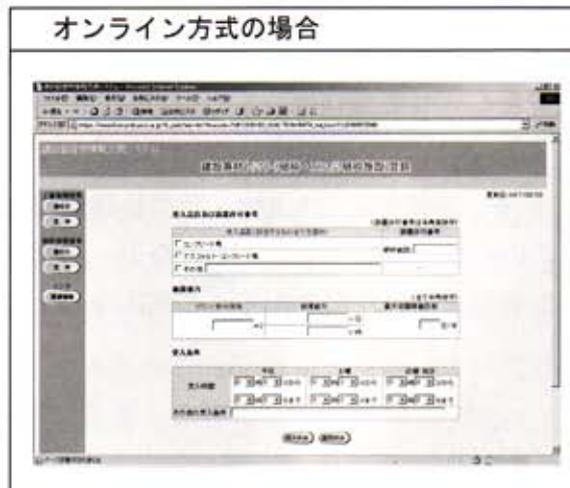


図-2 オンライン方式によるインターネット上での情報の登録、検索

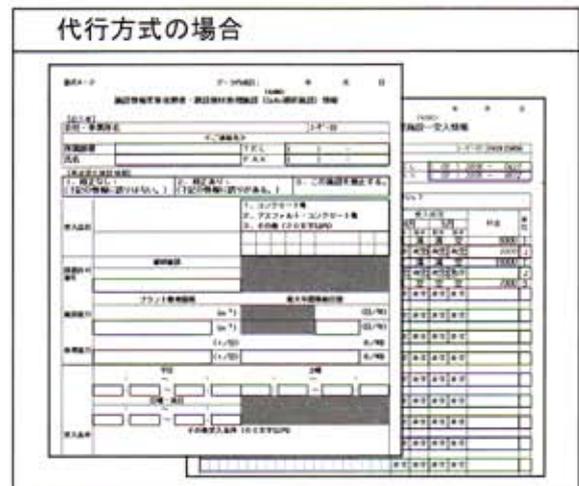


図-3 代行方式の場合の記入様式

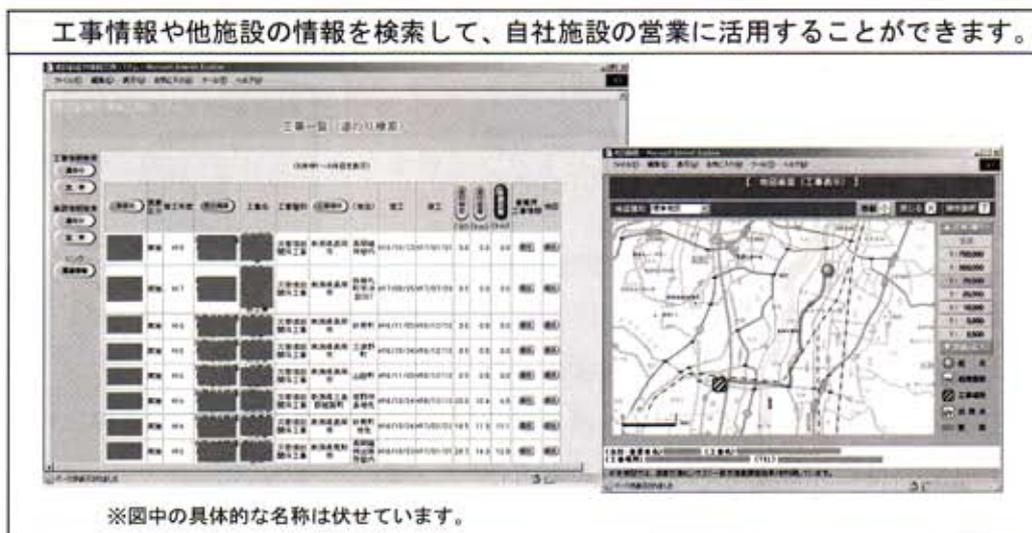


図-4 オンライン方式による検索画面とデジタル地図上での表示（工事情報の例）

● 各種の処理施設が登録できます

中間処理施設（再資源化施設）と最終処分場を登録することができます。

表-2 登録できる施設

中間処理施設（再資源化施設）	最終処分場
コンクリート・アスファルト破碎施設 再生アスファルト合材施設 建設発生木材チップ化施設 建設発生木材焼却施設 建設汚泥施設 建設混合廃棄物選別・破碎・圧縮施設 建設混合廃棄物焼却施設	安定型最終処分場 管理型最終処分場

● 登録する具体的な情報は

登録する具体的な情報は次の表のとおりですが、全部の情報を登録していただく必要はありません。また、登録していただいた情報は、その情報の変更などを含め、処理業者の皆様から自ら管理していただくこととなりますので、当センターで修正を加えるといったことはありません。なお、登録は、お持ちになっている事業所（処理施設）が複数ある場合には、事業所ごとに行っていただくことになります。

表-3 登録していただく情報

会社情報	名称 所在地 電話番号 FAX番号 資本金 従業員数
処理事業所情報	名称 所在地 電話番号 FAX番号 担当者名 メールアドレス 敷地面積 区域指定 建屋面積 建築許可 PR欄
業許可情報	種類 許可施設 許可官庁 番号 有効期限 品目
処理情報	受入品目 設置許可番号 プラント敷地面積 処理能力 受入時間 最大年間稼働日数 その他受入条件
受入情報	規格 2ヶ月先までの受入能力 処理費用
販売情報	品目 規格 2ヶ月先までの供給能力 価格

各種の情報を登録して、自社施設の細やかなPRを行うことができます。

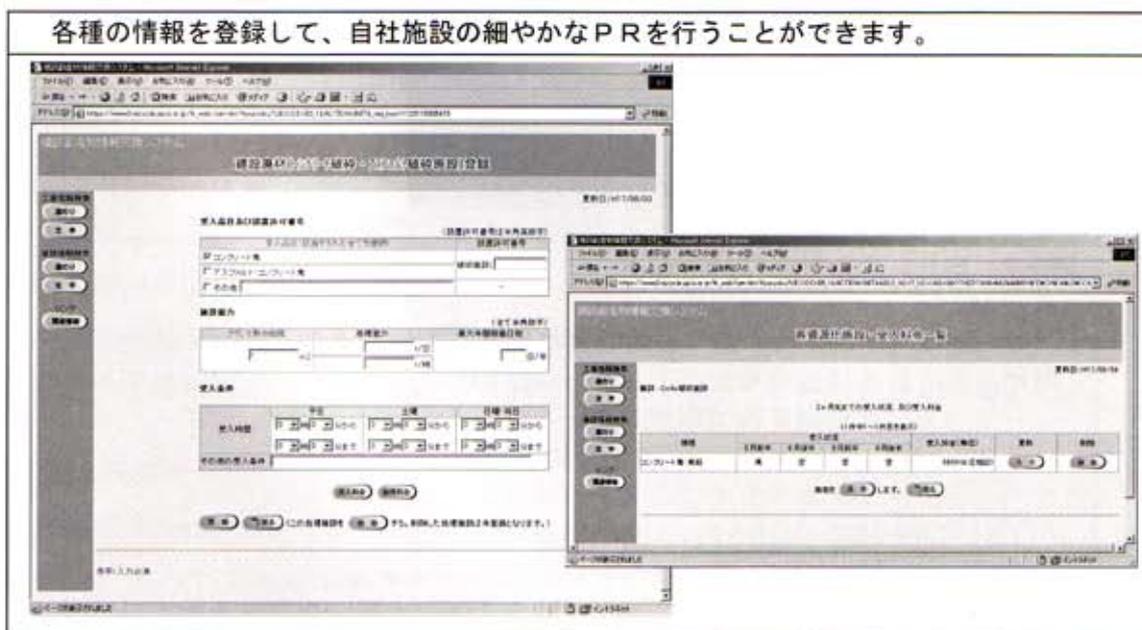


図-5 受入条件や販売価格、満空等の情報画面（コンクリート・アスファルト破碎施設の例）

●ご利用までの流れ

本システムをご利用になるためには、利用申請が必要となります。

オンライン方式の場合は、当センターのホームページ (<http://www.recycle.jacic.or.jp>) から利用申請を行っていただきます。

代行方式の場合は、当センターにお問い合わせいただき（お問い合わせ先は下記をご覧ください）、申請書等をお取り寄せいただいてから利用申請を行うこととなります。

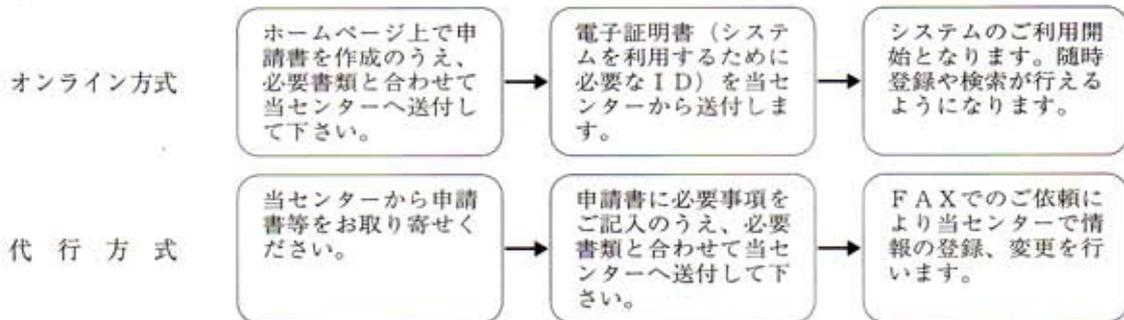


図-6 ご利用までの流れ

● まずはお問い合わせください

お問い合わせは電話、FAX、E-mailのいずれでも可能です。

また、当センターのホームページで各種のご案内をさせていただきます。

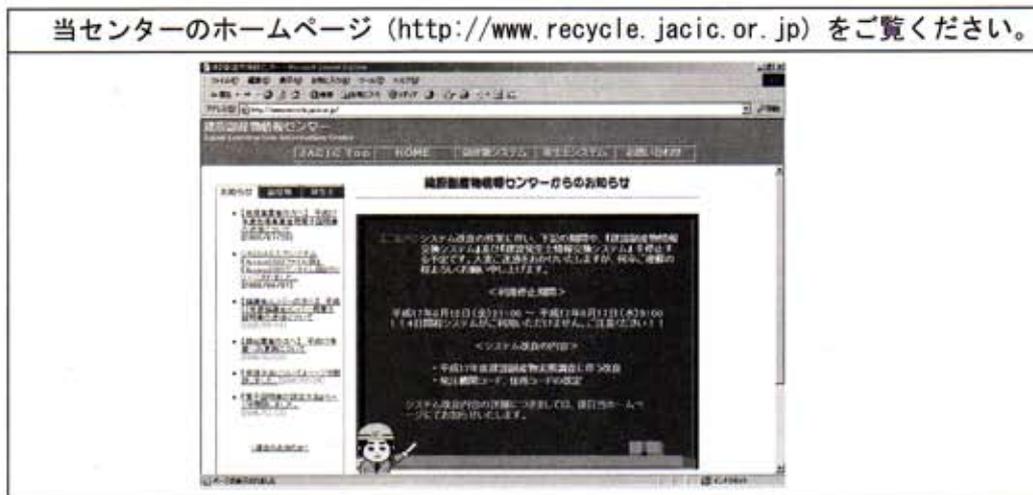


図-7 当センターのホームページ

お問い合わせ先

財団法人 日本建設情報総合センター (JACIC)

建設副産物情報センター

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号

アカサカセブンスアベニュービル2F

TEL : 03-3505-0410 E-mail : recycle@jacic.or.jp

FAX : 03-3505-8872 <http://www.recycle.jacic.or.jp>

【お電話での受付時間 AM9:30～PM5:00 (土日、祝祭日を除く)】

逆川の河川浄化について

岐阜県岐阜地域振興局環境課

羽鳥市の中心を流れる逆川は、市民に広く親しまれながらも羽鳥用水に導入される農業期間以外は、工場排水、農業排水又は生活排水がほとんどであることから、県下でも有数の汚濁負荷の高い河川の一つとなっています。

このため、流域の工場・事業場排水や生活排水等を対象として水質改善対策を実施するとともに、河川構造の改善やゴミのポイ捨て防止対策を含め、みんなに親しまれる川づくりを目的として、「住民参加型の総合的な河川環境改善対策」を実施しています。

事業の内容

- ① 逆川清掃活動への参加
 濁水期の3月に実施
 (ボランティア団体の「ひろりん村(地元で熱心に環境活動を行っている団体)」が主催し、それに協力する。)
- ② 流域事業所への立入指導
 水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例の特定施設を有する事業所への立入調査を実施する。(県、羽鳥市が協働で実施する。)
- ③ 生活雑排水対策の実施
 - ・下水道への加入促進、合併浄化槽の推進(羽鳥市)
 - ・し尿浄化槽設置者に対する講習会の開催(県)
 - ・ふるさと川いきいき作戦の実施(羽鳥市)
 食用廃油の回収、工場排水の検査
- ④ 農業用水対策の実施
 岐阜県クリーン農業基準に基づく農薬、肥料の適正使用の推進
- ⑤ 環境学習会の開催
 - ・小中学生を対象にあらゆる機会をとらえて環境学習を行う。
 - ・授業の中で積極的に環境学習を取り入れていただくように学校へ働きかける。

逆川の清掃の状況

平成17年3月13日にひろりん村に協力して清掃作業を行った。

参加者 120名(うち小中学校生50名)

写真① 寒いなかを中学生も参加して河川清掃を行った。



写真② 河川清掃のあと、豚汁をおいしくいただいた。



わがまちの産業廃棄物問題と対策



みんなで作る郡上～人と自然が調和した
交流文化のまち～づくりを目指して

郡上市長 裕 孝 司

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から本市の廃棄物処理の推進と環境保全に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、協会をあげて環境保全に取り組んでおられますことに対し心より敬意と感謝を申し上げます。

本市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、北は高山市、東は下呂市、南は美濃市と関市、西は福井県に接しており、面積1,030.79km²で、市全域の90%は森林地帯が占めており、長良川源流にあたる大日岳山麓一帯には太平洋と日本海の分水嶺となっているひるがの高原や上野高原が広がり、清流長良川をはじめ、吉田川、和良川など水と緑に恵まれた地域であります。

また、古くは白山信仰の拠点の一つとして隆盛を極め、中世は郡上領主の東氏による古今伝授、藩政時代は八幡城を中心に郡上藩として統治され、その間郡上おどりをはじめとする城下町文化が爛熟した時代でもありました。明治4年廃藩置県により郡上県となり、ほどなく岐阜県に編入され、その後幾度の合併を経て平成16年3月1日に郡上郡7ヵ町村が合併し、人口約5万人の郡上市が誕生しました。

合併前は各町村が個性豊かなまちづくりに取り組み、それぞれ成果をあげていましたが、廃棄物対策事業は広域連合を中心に処理していたため、分別方法、収集体制、処理体制等はほぼ共通化していました。

しかし、焼却施設の老朽化などにより平成15年から郡上クリーンセンター（焼却施設やリサイクルプラザ）の建設を進めたり、市民へごみの減量や資源化のための意識啓発、不法投棄防止など合併後にもまだまだ取り組まなければならない課題は山積いたしております。そうしたなかで、現在郡上市総合計画を策定中であり、そのなかに施策方針として「自然環境を守り、郡上らしい居住環境をつくります。」と「資源循環・水循環システムをつくります。」を掲げることとしています。

自然環境を守り、郡上らしい居住環境をつくるためには、平成16年度全国初の市民による環境団を結成されたことに伴い草の根による環境保全活動がはじまりましたので、これを基に地域活動や市民活動と連携しながら自然環境保全や環境教育の推進に努めることとしています。

また、資源循環・水循環システムをつくるためには、資源循環型社会を実現し、持続可能な地域社会をめざし、3R（廃棄物の減量、再使用、再利用）の徹底、新エネルギーの活用を進めるとともに良好な水循環機能を守るために森林の保全が欠かせないことを認識して、森林の環境保全に努めることとしています。これら施策方針を実施するには、「市民」「事業主」「行政」の協力は勿論、産業廃棄物に携わる方々のご協力も必要になります。

東海北陸自動車道の開通に伴い年間600万人の観光客が訪れるなど、私たちの生活は飛躍的に変化してきました。その結果大量に発生した廃棄物の処理や環境問題に多大の時間を費やす必要が出てきましたが、今後人と自然が調和した交流と文化のまち「郡上市」を未来に残すために、関係各位のご協力を得て、郡上市のまちづくりに一層励んでいこうと考えています。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員各位のご活躍をお祈り申し上げます。

社岐阜県産業環境保全協会

○ 理事会の開催

平成17年度第4回理事会が12月14日(水)午後4時から岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において開催されました。

この理事会において次の議案が審議され、いずれの議案も全員一致で原案のとおり可決、承認されました。

第1号議案 平成17年度収支補正予算について

第2号議案 新規加入会員の承認について

また、適正処理委員会のワーキンググループ「産業廃棄物監視システム研究会」において、昨年2月から研究してきた「マニフェストの虚偽記載等を防ぐ仕組み」として、電子マニフェストやGPS、ICタグ等新たな情報技術を活用した監視システムなどについての中間報告がありました。



○ 委員会の開催

平成17年10月26日及び11月2日に研修指導委員会等3つの委員会が岐阜市内の「レストランフジ」会議室において開催され、事業執行等について審議されました。また、各委員会において、県大気環境室佐々木技術課長補佐から、平成17年11月1日から施行された「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」について説明があり、委員から多くの質問や意見が出るなど、活発な委員会活動が展開されました。

第3回研修指導委員会

(10月26日午前10時30分から)

1. 「産業廃棄物関係法令等研修会」について
2. その他の事業について

第3回適正処理委員会

(10月26日午後1時30分から)

1. 産業廃棄物監視システム研究会中間報告(案)について
2. その他の事業について

第3回広報編集委員会

(11月2日午前10時30分から)

1. 保全協会報「ぎふ環境保全」第65号の編集方針について
2. その他の事業について

○ 「産業廃棄物処理施設の視察」の実施

平成17年10月25日(火)に三重県四日市市の(財)三重県環境保全事業団廃棄物処理センター及び三田最終処分場で視察研修を実施しました。参加者は70名で、事業団の適切な案内を得て、廃棄物処理センター(四日市市小山町)では、ガス化熔融処理施設・リサイクル施設を、また、三田最終処分場(写真:四日市市三田町)では、昨年8月1日から運用を始めた施設を視察しました。参加者からは、「参考となる視察研修だった」との感想をお



聞きすることができました。

○「産業廃棄物関係法令等研修会」の開催

平成17年11月25日(金)午後1時から「岐阜県県民ふれあい会館」大会議室において、会員150名の参加を得て、研修会を開催しました。研修内容は、岐阜県が10月1日から実施した「産業廃棄物処理業者の優良化の判断に係る評価制度」をメインに研修しました。詳しくは、次のとおりです。

1. 岐阜県における産業廃棄物処理業者の優良性に係る評価制度について
(講師：岐阜県廃棄物対策室 主任技師 土屋 健次 氏)
2. エコアクション21の概要について
(講師：(財)地球環境戦略研究機関エコアクション21 参与 鈴木 敏央 氏)
3. 平成17年度産業廃棄物処理法改正について
(講師：岐阜県廃棄物対策室 技術主査 森本 芳久 氏)
4. 不適正処理防止について
(講師：岐阜県不適正処理対策室 課長補佐 水田 三千夫 氏)



(社)全国産業廃棄物連合会

○「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催

平成17年10月28日(金)、(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、

(財)産業廃棄物処理振興財団の主催により、札幌市内の「ロイトン札幌」で「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が開催されました。今回の大会では、「SANPAI—新たな挑戦—北の大地より発信」のテーマのもと、行政、事業者、学識経験者、市民等各界の方と一緒に、循環型社会と産業廃棄物処理業の将来について考えました。大会は、冒頭で「環境大臣表彰」が行われ、続いて「産業廃棄物行政の現状と課題」と題して環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 関 荘一郎氏の「基調講演」がありました。講演は、産業廃棄物行政の課題、処理フロー、政策課題などについて、パワーポイントにより行われ、その後、事例発表、パネル討論会が行われました。当協会からは、清水副理事長、種田専務理事が出席しました。

なお、事例発表、パネル討論会の内容は、次のとおりです。

・事例発表

(先進的な事業に取り組む処理業者の事例発表)

- (1) 「動植物性残さを利用した肥料の製造等」我満 嘉明氏 (株)ばんけいリサイクルセンター 代表取締役)
- (2) 「間伐材や建設廃棄物等を利用した多用途リサイクル製品の製造等」田村 博昭氏 (美幌貨物自動車(株) 代表取締役)

・パネル討論会

テーマ：「SANPAI—新たな挑戦—北の大地より発信」

コーディネーター

古市 徹氏 (北海道大学大学院工学研究科教授)

パネリスト

関 荘一郎氏 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)
田中 正巳氏 (北海道環境生活部環境室)

長)

谷口 二郎氏 (社北海道産業廃棄物協会
会長)

我満 嘉明氏 (株ばんけいリサイクルセ
ンター代表取締役)

田村 博昭氏 (美幌貨物自動車(株)代表取
締役)

「2005NEW 環境展・名古屋会場」の開催

平成17年11月10日(木)～12日(土)の3日間にわたり、名古屋市金城埠頭の「ポートメッセなごや」において「2005NEW環境展(主催：(株)日報)」が開催されました。当協会も1小間出展して協会の事業についてPR活動を行うとともに、全会員に展示物についてお話ししたところ5社のご協力を得ましたので、合わせて出展をしていただきました。入場者は3日間で3万余を数え、当協会のコーナーでは、来場者の方々から出品物等に対し、質問、照会などが寄せられるなど関心も高く、大変盛況でした。出展にご協力をいただきました会員と出展内容は、次のとおりです。

- 岐阜県家庭紙工業組合
「100%古紙利用の再生紙」
- (株)クリエートサン
「カーボンサンド」、「床下調湿材」、
「ザ炭紙」
- 玉田建設(株)
「グランドラインセッコウ」
- (株)東海環境ディベロップ
「感染性産業廃棄物専用リサイクルBOX」
- バイオ・ワース(株)
「固化剤 カタツムリ」

また、当協会の出展・PR活動の内容は、次のとおりです。

- 案内パネルの展示
- 協会パンフレットの配布
- ポスターの掲示
- ホームページの紹介
- 協会作成図書の展示販売



「産業廃棄物処理関係講習会」の開催結果 (平成17年10月から11月までの実施分)

産業廃棄物処理関係の講習会は、10月から11月までに岐阜市内の岐阜県県民ふれあい会館において3回開催されました。受講者数は、それぞれ次のとおりです。

- 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月20日	120	129	3	126

- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新・収集運搬課程)

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月21日	120	56	4	52

- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新・処分課程)

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
11月8日 ～9日	100	45	2	43

新規加入会員の紹介

平成17年度第4回理事会を平成17年12月14日開催し、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 代 表 者	住 宅 番 号 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
有限会社 イ・カ・スライン 代表取締役 杉 山 保	〒501-1163 岐阜市西改田米野98-2 ☎058-239-6098	収集運搬業	
有限会社 I T O 代表取締役 伊 藤 誠 一	〒503-0973 大垣市木戸町313-2 ☎0584-73-9459	収集運搬業	
株式会社 キトー 代表取締役 宮 田 晴 吉	〒446-0019 安城市新明町8-12 ☎0566-77-7373	収集運搬業	
山栄物資運輸 株式会社 代表取締役 山 田 真 二	〒501-2572 岐阜市太郎丸北郷257-1 ☎058-229-3339	収集運搬業	
株式会社 昌栄 代表取締役 香 山 敬 竜	〒485-0012 小牧市小牧原新田神明狭1996-1 ☎0568-71-0707	収集運搬業	
大基建設 株式会社 代表取締役 中 村 基 昭	〒444-1335 高浜市芳川町4-1-16 ☎0566-52-6661	収集運搬業	
株式会社 日邦 代表取締役 馬 場 昭 一	〒444-0011 岡崎市欠町字清水田37-4 ☎0564-25-3292	収集運搬業	
のぞみ建設 株式会社 代表取締役 阪 井 光 二	〒507-0901 土岐郡笠原町神戸2016-1 ☎0572-43-2202	収集運搬業	
有限会社 ヒロ・クリーン・サポート 代表取締役 所 宏 行	〒500-8286 岐阜市西鶉1-59 ☎058-274-8312	収集運搬業	
有限会社 山内重機 代表取締役 山 内 晋	〒509-9231 中津川市上野984-1 ☎0573-75-4825	収集運搬業	
有限会社 山本 代表取締役 山 本 美智代	〒501-5103 郡上市白鳥町二日町645-1 ☎0575-82-4696	収集運搬業	

(参 考) 会員の状況

会員区分	9月13日現在	入 会 数	退 会 数	12月14日現在	増 減
正 会 員	371	11	2	380	9
賛助会員	108	0	1	107	△1
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	481	11	3	489	8

< 協会への入会のおすすめ >

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局で「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入し、直接購入する。
- 送料着払いによる産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発送により購入する。
（管理票代金後払い（郵便振込）による購入）

発送を希望される方

- 32ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、当協会FAX（058-272-6764）へ送信ください。
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）発送の際に、郵便払込取扱票を同封しますので、到着日を含め10日以内に振込ください。
- 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せますので、お届けするのに1週間前後かかります。

☆産業廃棄物管理票（社）全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、32ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

（担当：河島）

TEL 058（272）9293

FAX 058（272）6764

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	3,000	箱
	連続票	15,000	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 30ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所

会 社 名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 印

電 話 番 号

F A X 番 号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

*支払	振込 No
方法	現金
*整 理	

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村 清 晴
副委員長 山口 繁
委員 大野 安 一 加藤 宏 川合 清 和
中尾 勝 野々村 清 松田 康 利



協会のシンボルマーク

平成18年1月15日発行 第65号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本 貞実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番地12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

**「集団扱」自動車保険
3つのメリット**

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL <058>253-9822

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

とし わ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

業務内容

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水質

- 地下水 ● 湖沼水
- 河川水 ● 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭気

土壌汚染状況調査

- H15.1.20 環境大臣指定調査機関指定
指定番号 環2003-1-145

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 (タールピッチ) ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

砂利、砂、碎石の製造販売

環境関連機器販売

排出業者の皆様

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、
何なりと、下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見1丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献。



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、
滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、
ガラスくずコンクリートくず、
汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、
廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、
金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、
腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、
廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくずコンクリートくず、がれき類、
廃酸、廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい。**

〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>



“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は
私たちの使命です

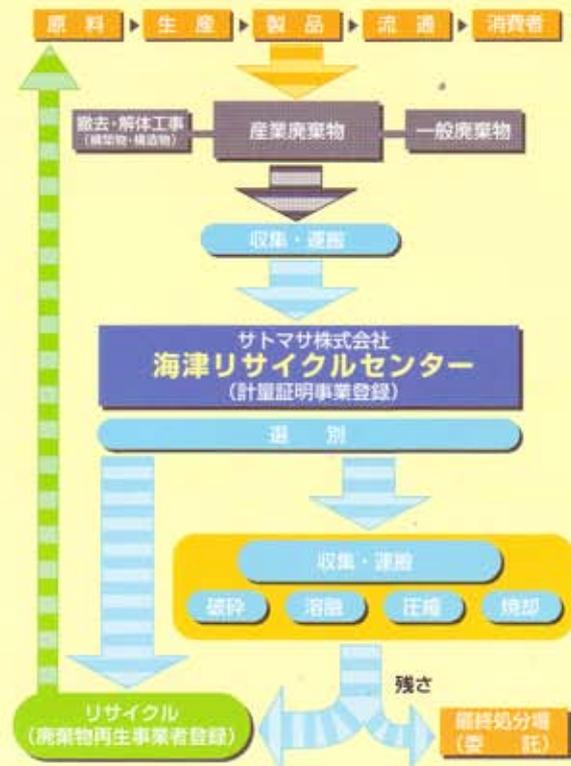


サトマサ株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得しております。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県産業廃棄物処理協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県産業廃棄物処理業暴力対策協議会
- 愛知県地域環境創造協会

本社 〒498-0045
愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

海津リサイクルセンター 〒503-0643
岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会